

耕畜連携飼料自給率向上対策事業実施要領

第1 趣旨

稲発酵粗飼料（以下、稲 WCS）の生産・利用に必要な機械の導入に支援することにより、耕畜連携の取組を推進し、稲 WCS の作付面積の拡大と飼料自給率の向上を図る。

なお、本事業の実施については、富山県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、富山県畜産関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「耕畜連携協議会」とは、地域の関係者が連携し、地域一体となって耕畜連携の取組を推進し、稲 WCS の生産・利用を図るため、耕種農家と畜産農家がそれぞれ1戸以上、又は自ら稲 WCS を作付可能な畜産農家1戸以上の他、農協、市町村、広域普及指導センター等の関係機関が参画し設立する協議会をいう。
- (2) 「稲 WCS 生産・利用計画」とは、稲 WCS の生産・利用拡大を目的に耕畜連携協議会が実施する内容について記載した5か年の計画をいう。計画には、作付面積の拡大や単収向上の取組、他地域との連携による飼料需給、堆肥の利用促進等の取組等について具体的に記載するものとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、耕畜連携協議会とする。

第4 補助対象経費

要綱第2条の規定による交付基準に定める本事業の補助対象経費は、耕畜連携協議会が稲 WCS の生産・利用のために必要な、別表に掲げる機械等の整備に係る経費とする。

第5 事業の成果目標

- 1 事業の採択に当たっては、機械等の導入により次に掲げるいずれかの取組が行われるものを対象とする。
 - (1) 稲 WCS の栽培面積の拡大（5ha 以上）
 - (2) 稲 WCS の単収の向上（専用品種つきはやかへの切り替え 5ha 以上）
 - (3) (1)、(2) の併用による取組（栽培面積の拡大と単収の向上の面積が合計 5ha 以上）
- 2 成果目標の達成は、令和6年度の現状値（実施面積）から5年目取組後までに増加した面積により判断する。
- 3 取組により生産した飼料は、自給飼料又は県内畜産農家への供給等により、全て県内で利用されるものとする。

第6 事業の実施

事業実施主体は、耕畜連携飼料自給率向上対策事業実施計画書（別記様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。この際、当該地区を管轄する農業協同組合、広域普及指導センター、農林振興センター等の関係機関の指導及び協力を受けるものとする。

- 2 知事は、前項の承認にあたり、別紙の採択基準審査表により審査のうえ、当該年度の予算の範囲内で採択するものとする。

第7 機械の導入に係る留意事項

- 1 導入する機械の選定にあたっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に応じた適正な機械装置を選定するものとする。
- 2 導入する機械の購入先の選定にあたっては、当該機械の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3社以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

第8 財産の処分の制限

- 1 規則第19条第1項第2号の知事が指定する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 規則第19条第1項の知事が定める期間は、補助事業完了後5年間（耐用年数が5年以上のものにあつては当該耐用年数が経過するまでの期間）とする。

第9 事業の報告

知事は、この要領に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、事業の遂行状況等について、報告を求めることができる。

第10 経過報告

- 1 事業実施主体は、令和7年度から令和11年度までの5年間、それぞれの当該年度の1月末までに、事業実施状況報告書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は事業実施状況の内容を確認し、事業の成果目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 事業の成果目標を達成できない場合は、達成できるまで事業実施状況報告書（別記様式2）を知事に提出するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は令和7年度から適用する。

年 月 日

富山県知事

殿

協議会の名称

代表者氏名

令和 年度耕畜連携飼料自給率向上対策事業実施計画書

このことについて、下記のとおり計画したので耕畜連携飼料自給率向上対策事業実施要領第 6 の 1 の規定により提出します。

記

1 事業実施方針

2 事業実施者

	代表者氏名	住 所	備 考
【畜産農家】			
【耕種農家等】※ ¹			
【利用畜産農家】			
【事務局】※ ²			

※¹ 稲発酵粗飼料の栽培者を記載すること。協議会など、多数で記載できない場合は、別紙としてその構成員等を添付すること。

※² 畜産農家が自ら WCS を作付けし事業参加する場合は、耕種農家欄に、畜産農家の名称を記載するとともに、事務局等に地域農協等が参画した組織とすること。

3 事業実施の概要

(1) 稲 WCS 生産・利用拡大計画

別紙のとおり

(2) 整備を計画している機械等の概要

機械等名	用 途	金 額 (税抜) (見積り額を記載)	必要理由
合 計			

4 添付書類

- ・整備を計画している機械等の概要のわかるもの（カタログ等）
- ・見積書の写し

注意事項

※機械の導入は、1 農家 1 申請とする。

※一つの協議会で複数の生産者が機械の導入支援を受けたい場合は、一つの機械につき、成果目標の（１）～（３）のいずれかが達成できるような稲 WCS 生産・利用拡大計画とすること。（例：2 件の農家が 1 台ずつ機械を申請する場合、作付面積の拡大 10ha 以上）

1 稲 WCS 生産・利用拡大計画

※¹ 現状地（実施面積）から5年目取組後の増加面積を記載すること。 ※² 利用面積は県内畜産農家における利用に限る。

	供給元・供給先				供給内容			生産拡大に資する その他の取組み (堆肥散布等)
	供給元（飼料生産者）または 供給先（畜産農家）氏名	供給先 の畜種	供給先 頭数	自給飼料 必要量（t/年）	品種	作付面積 (a)	収穫量 (t/年）	
現状値（実施面積） （令和6年）								
現状値（実施面積）令和6年 小計								
1年目 （令和7年）								
1年目（令和7年） 小計								
2年目 （令和8年）								
2年目（令和8年） 小計								
3年目 （令和9年）								
3年目（令和9年） 小計								

4 年目 (令和 10 年)								
4 年目 (令和 10 年) 小計								
5 年目 (令和 11 年)								
5 年目 (令和 11 年) 小計								

※ 供給先が複数ある場合は、適宜行を足してください。

※ 実施状況報告書として提出する際は、計画値の下に実績値を（）書きで記載すること。生産面積・作付品種の証拠書類としてその内容が分かる書類（水田台帳等）の写しを添付すること。利用面積の証拠書類として、利用供給契約書等の写しを添付すること。

年 月 日

富山県知事

殿

協議会の名称

代表者氏名

令和 年度耕畜連携飼料自給率向上対策事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった耕畜連携飼料自給率向上対策事業について、耕畜連携飼料自給率向上対策事業実施要領第10の1の規定に基づき、事業実施状況報告書を提出します。

記

別紙のとおり

(添付書類)

稲 WCS 生産・利用拡大報告書

(第4条関係) 別表

補助対象の機械等

用途	詳細等
収穫・調整	刈取機、反転機、集草機、梱包機、ラッピングマシン、 運搬機等
給与	細断機、攪拌機等
堆肥散布	堆肥散布機等
その他	知事が特に必要と認める機械※

※知事の認定を受けようとするときは、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）」において知事が特に認める機械装置の認定要領」（以下、「認定要領」という。）を準用し、認定要領の第2条に基づき、協議書を知事に提出するものとする。

※認定を受けようとする機械については「富山県農業機械の導入に関する指針」及び「飼料作物の栽培・技術マニュアル」に基づき適切な規格の機械を選定すること。

※知事の認定を受けようとするときは、実施要領第5条の採択要件に加え、「富山県農業機械の導入に関する指針」及び「飼料作物の栽培・技術マニュアル」に基づいて、機械の規格に見合った作付面積の拡大等を計画すること。

(第6条関係)

採択基準審査表

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業内容の妥当性	■ 取組面積の拡大（又はつきはやかへの置き換え）	5点：5ha以上の拡大が見込め、耕種農家からの協力が見込まれるとともに、他の畜産農家への供給がみこまれるもの 4点：5ha以上の拡大が見込めるとともに、耕種農家からの協力が見込めるもの。 3点：5ha以上の拡大が見込めるとともに、栽培者と畜産農家が同一の場合。 0点：5haの拡大が見込めないもの ※0点の場合は不採択	
事業計画等の妥当性	■ 取組の内容が、本事業の目標に沿っているか。 ■ 設備等の能力及び規模が適正であり、かつ、過大なものではないか。	5点：適切（複数の見積もりを取っている等） 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
	■ 事業の円滑な推進に向けて、市町村、JA等の関係機関等と連携がとれているか。	5点：関係機関が事務局となり、十分な連携がとれている 3点：関係機関が協議会に参画し、ある程度の連携がとれている 0点：関係機関が協議会に参画しておらず、連携がとれていない ※0点の場合は不採択	
		合計点	／ 15

※ 採択は13点以上とし、予算額以上の要望があった場合は、交付金額を一律の割合（例：申請額×0.9掛）で減額し、予算の範囲内に収まるよう調整します。